

守谷市男女共同参画推進条例の一部改正について

性の多様性を理解し、誰もが自らの意志と権利が尊重され、個性や能力を発揮できる社会を築く取組を進めるため、守谷市男女共同参画推進条例の一部を改正し、性的マイノリティへの差別の禁止を明示します。

本条例は、男女共同参画社会の実現に向けて市の基本的な考え方を定めたものであり、第7条において性別に起因する権利侵害及び差別的取扱いをすることを禁じています。今回の改正では、その対象に「性自認」又は「性的指向」を加え、同性愛、両性愛、トランスジェンダーなど全ての性的マイノリティへの差別を禁止します。

改正後の条例（案）	解 説
<p>定義（第6条） 第5号，第6号新設</p> <p>（5）性自認 自己の性別の認識のことをいう。</p> <p>（6）性的指向 自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のことをいう。</p>	<p>性的マイノリティに関する定義を新設します。</p> <p>性自認とは、自分はどんな性別だと思っているかということで、生まれたときに決められた性別と違うこともあります。</p> <p>性的指向とは、誰を好きになるかということで、異性である場合も、そうでない場合もあります。</p>
<p>権利侵害の禁止（第7条第1号） 権利侵害の禁止対象に「性自認」，「性的指向」を追加。</p> <p>第7条 市民の誰もが，社会分野において，次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>（1）性別若しくは性自認又は性的指向を理由とする権利侵害及び差別的な取扱い</p>	<p>職場，学校，地域，家庭その他の社会のあらゆる分野において，直接的であっても間接的であっても，性別，性自認，性的指向による差別を禁止します。</p>
<p>相談及び意見等への対応（第12条第1項） 相談及び意見等への対応の対象に「性自認」，「性的指向」を追加。</p> <p>第12条 市は，性別若しくは性自認又は性的指向を理由とする権利侵害及び差別的な取扱い，ドメスティック・バイオレンス，セクシュアル・ハラスメント又はパワー・ハラスメントによる被害若しくは不利益を受けた者からの相談があった場合は，必要に応じて関係機関と連携を図り，適切な対応をするよう努めなければならない。</p>	<p>第7条で禁止した，性別，性自認，性的指向による差別などの人権侵害について，市民の皆様からの相談をお受けします。</p> <p>関係機関と協力して適切な対応をするように努力します。</p>

性的マイノリティとは、自分の性の捉え方や、好きになる対象が、多数の人とは違う人のことをいいます。例えば、以下のような人たちです。

同性愛者 女性を好きになる女性（レズビアン）、男性を好きになる男性（ゲイ）

両性愛者 異性も同性も好きになる人（バイセクシャル）

トランスジェンダー 自分の性別を、生まれたときに決められた性別とは違うと思う人、日本では、性的マイノリティの人は人口の5～8%を占めるという調査結果があります。

また、レズビアン（L）、ゲイ（G）、バイセクシャル（B）、トランスジェンダー（T）の頭文字をとって、LGBTと呼ばれることもあります。

全国各地の自治体で性的マイノリティに関する理解の促進と支援の必要性の認識が広がっている中、茨城県では平成31年3月に「茨城県男女共同参画推進条例」を改正し性的マイノリティの差別禁止規定を設けています。

令和元年7月に茨城県において「いばらきパートナーシップ宣誓制度」が創設されました。

この制度は婚姻制度とは異なり、一方又は双方が性的マイノリティである2人の者が、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを宣誓し、パートナーシップの関係にある者同士がそろって宣誓書を県に提出し、県が受領証を交付するものです。

このような中、守谷市におきましては、「性自認」や「性的指向」に関すること等の多様性の理解促進のための啓発などを実施してまいります。

性自認、性的指向による差別などの人権侵害について、市民の皆様からの相談をお受けします。関係機関と協力して適切な対応をするように努力します。